

魚津市告示第88号

魚津市生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号の規定に基づき、市が実施する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実、支え合いの基盤づくり及び高齢者の社会参加を一体的に推進し、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、魚津市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる法人又は団体に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 市長は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

配置事業

(2) 協議体（地域における支え合いの体制づくりに関する検討及び情報共有の場をいう。以下同じ。）設置・運営事業

(生活支援コーディネーター)

第5条 コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、地域における高齢者の日常生活上のニーズ及び地域資源の状況を把握した上で、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 地域のニーズと資源の状況の可視化に関すること。

(2) 民間事業者、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけに関すること。

- (3) 関係者間の情報共有及びネットワーク化に関すること。
 - (4) 目指すべき地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一に関すること。
 - (5) 生活支援の担い手の養成並びにサービス及び活動の場の創出に関すること。
 - (6) 次条に規定する協議体の運営、連携及び協働に関すること。
 - (7) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングに関すること。
- 2 コーディネーターは、次に掲げる区分により配置するものとする。
 - (1) 第1層コーディネーター 市全域の圏域において、広域的な調整を行う。
 - (2) 第2層コーディネーター 中学校区等の日常生活圏域において、きめ細やかな調整を行う。
 - 3 前項に定めるコーディネーターは、地域住民の関心事や地域の多様な活動の状況をよく知る者、地域住民による活動の支援について実績のある者、地域づくりに関心をもつ者等、事業の目的等に応じたコーディネート業務を適切に実施できる者を配置する。
 - (1) 市民活動への理解があり、地域における助け合いや高齢者の生活支援に関する活動に従事した実績がある者
 - (2) 生活支援等サービスの提供実績のある者
 - (3) 地域における公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者
(協議体)
- 第6条 協議体は、地域における支え合いの体制づくりに関する検討及び情報の共有を行う場として設置する。
- 2 協議体の役割は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) コーディネーターの活動の組織的な補完及び支援に関すること。
 - (2) 地域ニーズ及び地域資源の把握並びに可視化の推進に関すること。
 - (3) 生活支援等サービス及び活動の企画、立案並びに方針の策定に関すること。
 - (4) 地域づくりにおける意識の醸成及び統一に関すること。
 - (5) 地域資源の開発及び多様な主体間の連携強化に関すること。
 - 3 協議体は、次に掲げる区分により設置する。
 - (1) 第1層協議体 市全域を対象とし、制度の枠組みや広域的な課題を検討する。
 - (2) 第2層協議体 小学校区等を対象とし、地域住民に近い立場での具体的な活動を検討する。
 - 4 協議体は、コーディネーター、地域包括支援センター、まちづくり協議

会等の地縁組織、生活支援サービスを提供する団体、行政機関その他市長が必要と認める者をもって構成する。

(守秘義務)

第7条 コーディネーター及び協議体の構成員（以下「関係者」という。）は、正当な理由なく、事業の実施に際して知り得た個人の秘密その他の情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、関係者がその職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 魚津市生活支援・介護予防サービス体制整備要綱（平成27年魚津市告示第112号）は、令和8年3月31日をもって廃止する。